

令和5年第4回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和5年第4回教育委員会定例会議事日程

令和5年4月26日（水）
午後5時30分 開会
多賀城市役所2階 201会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第3号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件
の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

臨時代理事務
報告第4号 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会
計補正予算（第1号）に対する意見）

臨時代理事務
報告第5号 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委
員会委員の人事）

臨時代理事務
報告第6号 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター
運営審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第7号 臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議
会委員の人事）

臨時代理事務
報告第8号 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議
会委員の人事）

臨時代理事務
報告第9号 臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護委員会
委員の人事）

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和5年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

3月30日、令和5年第1回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告します「工事請負契約の締結」、「令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決されました。

3月31日、同日付けで退職となる定年退職者2名、依願退職者3名に辞令を交付しました。

4月1日、同日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用2名、再任用2名、再任用任期更新6名、配置換等21名、任期延長3名、併任延長1名、昇任昇格6名の計41名に辞令を交付しました。

同日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校35名、中学校24名の合計59名が本市に着任しました。

4月4日、教職員服務宣誓式及び第1回全教職員研修会を開催しました。

4月10日、市立小中学校の第1学期始業式及び入学式を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入学式は来賓招待者を限定して実施しました。同日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童566名を含む3,402名、中学校は新入生徒549名を含む1,562名で、合計4,964名です。

4月12日、「令和5年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が宮城県仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

4月14日、「令和5年度第1回二市三町教育長会議」が松島町教育委員会で開催され、教育長が出席しました。

4月20日、「令和5年度東北都市教育長協議会総会」が福島県郡山市で開催され、教育長が出席しました。

4月24日、「令和5年度宮城県都市教育長協議会総会」が宮城県自治会館で開催され、教育長が出席しました。

同日、「令和5年度宮城県市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、教育長及び教育委員会事務局次長が出席しました。

4月22日、多賀城中学校と高崎中学校で体育祭が行われました。他の2校は、第二中学校が4月28日、東豊中学校が4月30日に開催予定です。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業はありませんでした。

■生涯学習課関係

4月6日、「令和5年度多賀城市青少年育成センター青少年補導員新年度説明会、情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点などを説明し、意見交換及び情報共有を行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

1月7日から3月26日まで、令和4年度資料展「地域の文化財－南宮村・山王村－」を埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催し、710名が観覧しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和5年4月18日現在)

○文化センター (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
3月19日	たがぶん自習室	3名	中公
4月12日	サークルマーケット	245名	市会

○大代地区公民館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
3月1日～ 3月31日	成人教育事業「はじめてでも安心 動画編集講座」 (オンライン講座)	101再生	大公
3月24日	成人教育事業「メタバースツアー」	6名	大公

○市立図書館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
3月9日～ 4月5日	「加川広重 巨大水彩画展『2011. 3. 12 夜明け前』－ 光と色彩の記憶－」	1005名	市図

開催日	内容	参加者数	会場
3月15日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
3月17日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」	6名	市図
3月18日	「多賀城市立図書館7周年記念事業 音とリズムで繋ぐ多賀城の一日『ストリートピアノ「ローラ」』」	24名	市図
3月18日・19日	「本を借りて オリジナルのトートバッグをつくろう」	157名	市図
3月19日	「多賀城市立図書館7周年記念事業 音とリズムで繋ぐ多賀城の一日」 講師：ドラム講師 相澤英之氏 ピアノ教師 櫻井由美氏 タレント 山口 めろん 氏	459名	市図
3月21日	「多賀城市立図書館 リニューアル7周年記念 池上冬樹×三浦しをんトークイベント - 文芸評論家と作家の今、気になる本たち-」 講師：文芸評論家 池上冬樹氏 小説家 三浦しをん氏	86名	市図
3月23日	「おやこが笑顔になる ベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	13名	市図
3月25日	「キッズクラフト 切り絵でタペストリーを作ろう」	14名	市図
3月25日	「みんなには きこえるかな? 『よるの むしのね ずかん』ワークショップ」 講師：株式会社メガネトップ(眼鏡市場)	28名	市図
3月26日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	4名	市図
4月5日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
4月7日	「朝活 Good morning YOGA」 ヨガインストラクター 工藤葉子氏	6名	市図
4月9日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	7名	市図
4月12日	「本のソムリエ 働くあなたに読書の処方箋 新しいことに挑戦したい時に読む1冊」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	5名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月18日～ 4月15日 (全4回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	6名	総体
4月5日～ 4月18日 (全3回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：下馬サロン、旭ヶ岡町内会ハッピークラブ、桜木ヨガ教室	42名	市内
3月18日～ 4月15日 (計8回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」 (3月17日分は福島県沖地震の影響により中止)	187名	ヘルス 市会 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会
 教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第3号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財政第1685号
令和5年3月24日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負契約の締結を令和5年第1回多賀城市議会臨時会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めますので回答願います。

記

1 対象工事

工事の名称	工事の場所
令和5年度山王小学校校舎増築工事	多賀城市新田字北320番地内

担当：財政課管財契約係 大場
内線：244



臨時代理事務報告第3号関係資料

議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度山王小学校校舎増築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価方式による制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 378,400,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 仙台市宮城野区高砂一丁目24番4号
日成ビルド工業株式会社 |

令和5年3月 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

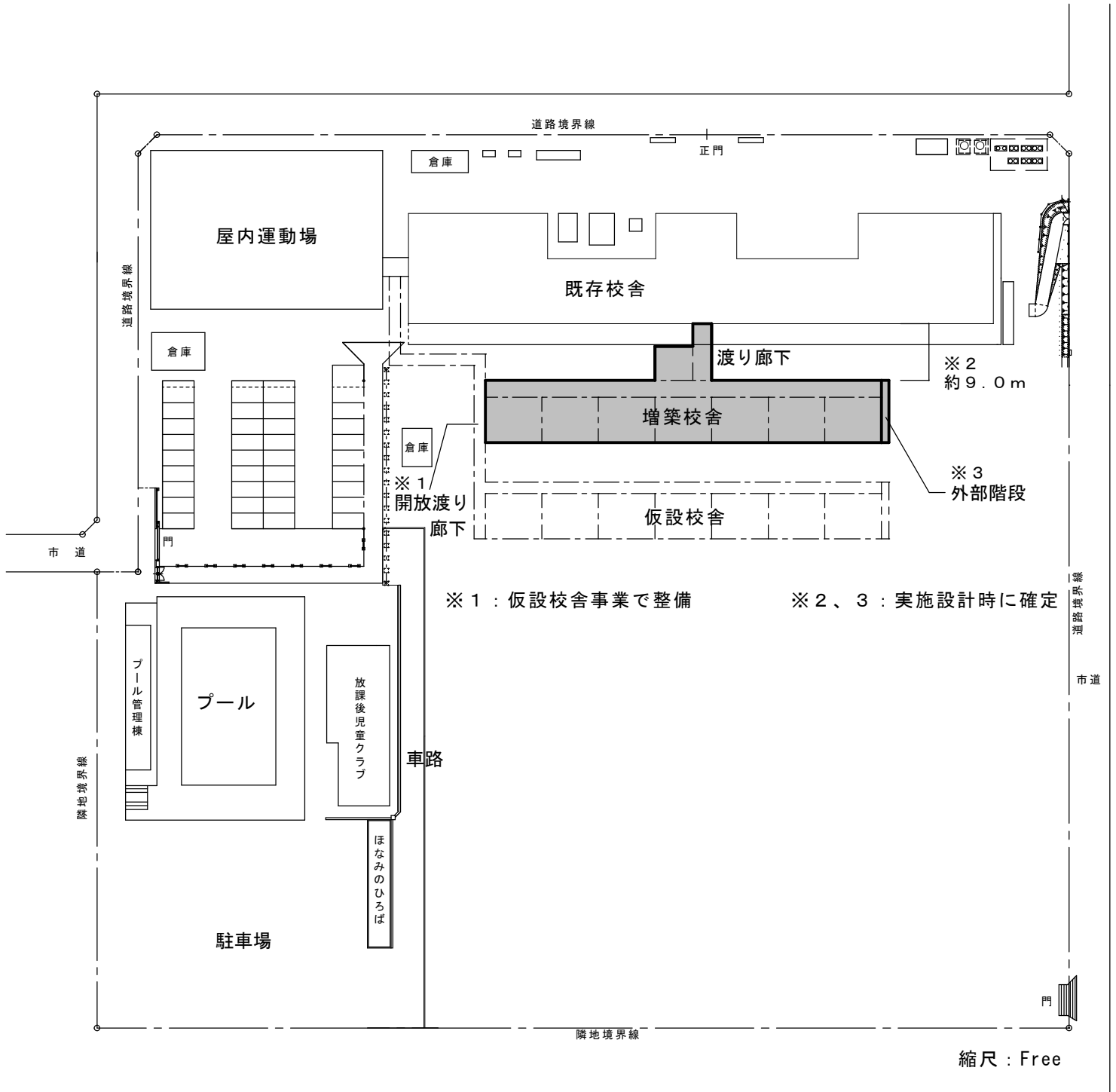
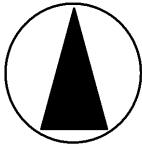
入 札 執 行 調 書

入札件名	令和5年度山王小学校校舎増築工事	入札日時	令和5年3月20日午後1時30分
		入札場所	多賀城市役所5階 501会議室
施工場所	多賀城市新田字北320番地内	入札種別	総合評価方式による制限付き一般競争入札
入 札 者	入 札 価 格	記 事	入札執行者 企画経営部財政課 課 長 麦嶋 潔 立会者 教育委員会事務局教育総務課 参 事 松田 直樹 企画経営部財政課 課長補佐 阿部 武弘 主 査 大場 康之 主 事 千葉 響
	第1回		
日成ビルド工業株式会社	344,000,000円		
郡リース株式会社	辞 退		
日東工営株式会社	辞 退		
			備考
			左記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			344,000,000円
			調査基準価格（税抜）
			316,480,000円

工 事 概 要 書

- 1 件 名 令和5年度山王小学校校舎増築工事
- 2 施工場所 多賀城市新田字北320番地内
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで
- 4 工事等概要
 - (1) 校舎増築工事
 - 校舎、渡り廊下
 - ア 構造 軽量鉄骨造
 - イ 階数 地上2階建
 - ウ 延べ床面積 約1,364㎡
 - (2) 設計業務一式
 - (3) 建築工事
 - ア 主要室
 - (ア) 1階 普通教室6室、保健室、トイレ、玄関
 - (イ) 2階 校長室、職員室、会議室、更衣室、印刷室、放送室、トイレ
 - イ 外部仕上げ サイディング貼
 - ウ 内部仕上げ（普通教室）
 - (ア) 床 長尺塩ビシート貼
 - (イ) 壁 ビニルクロス貼
 - (ウ) 天井 岩綿吸音板張
 - (4) 電気設備工事
 - 動力設備、電灯設備、拡声設備、構内情報通信設備、自動火災報知設備ほか
 - (5) 機械設備工事
 - 給排水衛生設備、空調設備
 - (6) 官庁申請業務一式

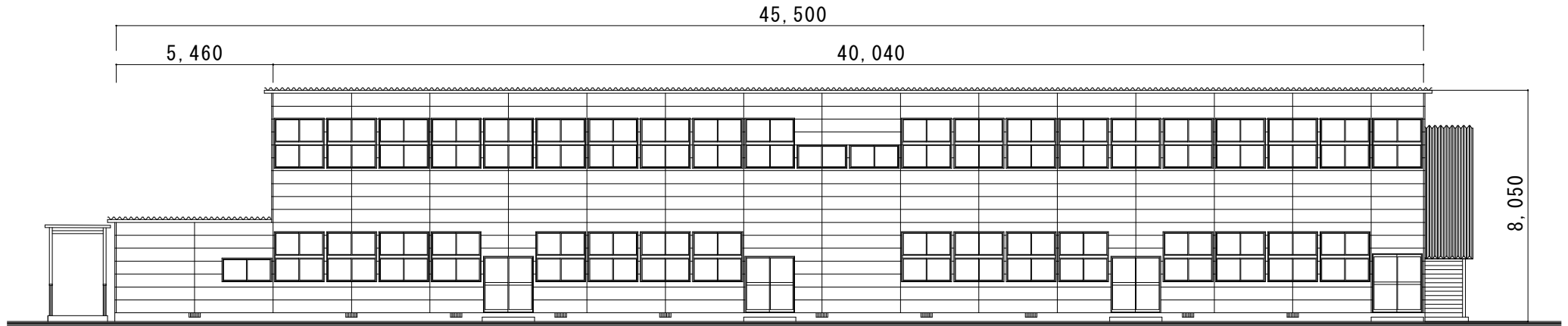
山王小学校校舎増築工事 位置図



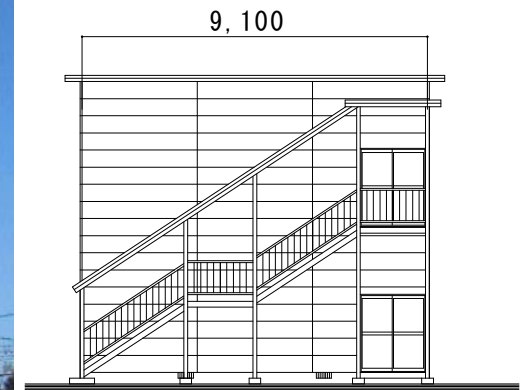
構造 軽量鉄骨造2階建て
延床面積 約1,364㎡

増築校舎イメージ

参考：城南小北校舎（プレハブ）



南側立面図



東側立面図

臨時代理事務報告第4号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財政第1663号

令和5年3月24日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）につ
いて（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

担当：企画経営部財政課 松坂
内線：235



臨時代理事務報告第5号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和5年3月31日	築場 玲子	宮城県仙台保健事務所 技術副参事兼技術次長
解職	令和5年3月31日	横山 知佳	宮城県中央児童相談所 技師

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和4年5月1日～令和6年4月30日

氏名	役職名	条例による位置付け
小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長	教育関係
星山 純一郎	多賀城小学校学校評議員	教育関係
佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長	教育関係
伊藤 佑紀	弁護士	法律関係
齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係
石井 アケミ	医師	医療関係
※築場 玲子	宮城県仙台保健福祉事務所技術副参事 兼総括技術次長	医療関係
平泉 拓	臨床心理士	心理関係
※横山 知佳	宮城県中央児童相談所技師	福祉関係

※令和5年3月31日付けで解職となった委員

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
3	2	2	1	1	9

～多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第6号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和5年3月31日	丸田 浩之	多賀城小学校長
解職	令和5年3月31日	浅野 芳博	第二中学校長
解職	令和5年3月31日	川端 淑子	宮城県塩釜保健所環境衛生部技術副参事兼総括次長

臨時代理事務報告第6号関係資料

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

(任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで)

令和5年3月31日

氏名	役職名	規則による位置付け	備考
丸田 浩之	多賀城小学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和5年3月31日解職
高橋 大介	天真小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
松浦 晃弘	城南小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
浅野 芳博	第二中学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和5年3月31日解職
島田 拓	高崎中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
小原 徹	多賀城東小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
鈴木 慶喜	山王小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
日向 しの	八幡小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
大竹 優也	多賀城中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
荒若 健志	東豊中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
川端 淑子	宮城県塩釜保健所環境衛生部 総括次長	第3号委員 関係行政機関の代表者	令和5年3月31日解職
叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第4号委員 学識経験者	
遠藤 剛	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第4号委員 学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	5名
児童生徒の保護者	5名
関係行政機関の代表者	1名
学識経験者	2名
	13名

臨時代理事務報告第7号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立図書館運営審議会の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和5年3月31日	丸田 浩之	多賀城小学校長
解職	令和5年3月31日	及川 仁美	多賀城八幡小学校教諭
解職	令和5年3月31日	千葉 則敏	宮城県図書館企画管理部長

多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	丸田 浩之	多賀城小学校長	学校教育関係者	令和5年3月31日解職
2	中里 和裕	多賀城中学校長	学校教育関係者	
3	及川 仁美	多賀城八幡小学校教諭	学校教育関係者	令和5年3月31日解職
4	沢目 匠	高崎中学校教諭	学校教育関係者	
5	村上 秀典	多賀城市私立幼稚園連合会 長	学校教育関係者	
6	五代儀 良子	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
7	千葉 則敏	宮城県図書館企画管理部長	社会教育関係者	令和5年3月31日解職
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	
10	渡辺 豊	元毎日新聞記者	その他教育委員会が必要と認める者	

○委員の構成

学校教育関係者	5
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	1
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	1
計	10

○多賀城市立図書館運営審議会条例(抜粋)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第8号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和5年3月31日	三浦 仁	東豊中学校長

多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

NO	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	天 野 和 彦	東北学院大学准教授	学識経験者	
2	永 田 秀 隆	仙台大学教授	学識経験者	
3	磯 部 裕 子	宮城学院女子大学教授	学識経験者	
4	三 浦 仁	東豊中学校長	関係行政機関職員	令和5年3月31日 解職
5	石 山 恵	多賀城中学校教諭	関係行政機関職員	
6	古 川 祥 枝	多賀城市民スポーツクラブ職員	関係行政機関職員	
7	青 島 大 輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	
8	阿 部 福 次	多賀城市体育協会会長	教育委員会が必要と認める者	
9	和 泉 匡 倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	
10	齋 藤 繁 夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	

○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

○多賀城市スポーツ推進審議会条例(抜粋)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第9号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	経歴等
解職	令和5年3月31日	高橋 栄一	多賀城跡調査研究所長

多賀城市文化財保護委員名簿

任期 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

NO	氏名	経歴等	分野	備考
1	飯 淵 康 一	東北大学名誉教授	建 築 史	
2	大 平 聡	宮城学院女子大学教授	近 現 代 史	
3	加 藤 文 男	多賀城鹿踊保存会会長	郷 土 芸 能	
4	菊 池 光 信	市川区長	地 域 代 表	
5	白 鳥 良 一	元東北歴史博物館副館長	考 古 学	
6	J・F・モリス	東北大学災害科学国際研究所客員教授	近 世 史	
7	鈴 木 朝 二	東北学院大学非常勤講師	歴 史 教 育	
8	鈴 木 由 利 子	宮城学院女子大学非常勤講師	民 俗	
9	高 橋 栄 一	多賀城跡調査研究所長	考 古 学	令和5年3月31日 解職
10	藤 沼 邦 彦	元弘前大学教授	考 古 学	

～ 多賀城市文化財保護条例(抜粋) ～
(文化財保護委員会)

- 第6条 教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会は委員10人以内をもって組織する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市文化財保護条例施行規則(抜粋) ～
(文化財保護委員会)

- 第2条 多賀城市文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)の委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命する。
第3条 保護委員会に会長1人及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選による。
3 会長は、会務を総理し、保護委員会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
第4条 会長は、保護委員会を招集し、その議長となる。
2 保護委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 保護委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
第5条 保護委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

